

昭和二十四年法律第二百七十号

私立学校法

目次

第一章 総則（第一条～第四条）

第二章 私立学校に関する教育行政（第五条～第二十三条）

第三章 学校法人（第二十四条～第二十九条）

第一節 通則（第二十四条～第二十九条）

第二節 設立（第三十条～第三十四条）

第三節 管理（第三十五条～第三十九条）

第一款 役員及び理事会（第三十五条～第四十条の五）

第二款 評議員及び評議員会（第四十一条～第四十四条）

第三款 役員の損害賠償責任等（第四十四条～第四十五条）

第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五～四十六条）

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条～第四十九条）

第六款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十五条～第六十五条の四）

第七款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十六条～第六十七条）

第八款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十八条～第六十九条）

第九款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条～第六十九条の二）

第十款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の三～第六十九条の四）

第十一款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の五～第六十九条の六）

第十二款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の七～第六十九条の八）

第十三款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の九～第六十九条の十）

第十四款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の十一～第六十九条の十二）

第十五款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の十三～第六十九条の十四）

第十六款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の十五～第六十九条の十六）

第十七款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の十七～第六十九条の十八）

第十八款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の十九～第六十九条の二十）

第十九款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の二十一～第六十九条の二十二）

第二十款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の二十三～第六十九条の二十四）

第二十一款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の二十五～第六十九条の二十六）

第二十二款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の二十七～第六十九条の二十八）

第二十三款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の二十九～第六十九条の三十）

第二十四款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の三十一～第六十九条の三十二）

第二十五款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の三十三～第六十九条の三十四）

第二十六款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の三十五～第六十九条の三十六）

第二十七款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の三十七～第六十九条の三十八）

第二十八款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の三十九～第六十九条の四十）

第二十九款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の四十一～第六十九条の四十二）

第三十款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の四十三～第六十九条の四十四）

第三十一款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の四十五～第六十九条の四十六）

第三十二款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の四十七～第六十九条の四十八）

第三十三款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の四十九～第六十九条の五十）

第三十四款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の五十一～第六十九条の五十二）

第三十五款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の五十三～第六十九条の五十四）

第三十六款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の五十五～第六十九条の五十六）

第三十七款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の五十七～第六十九条の五十八）

第三十八款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の五十九～第六十九条の六十）

第三十九款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の六十一～第六十九条の六十二）

第四十款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の六十三～第六十九条の六十四）

第四十一款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の六十五～第六十九条の六十六）

第四十二款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の六十七～第六十九条の六十八）

第四十三款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の六十九～第六十九条の七十）

第四十四款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の七十一～第六十九条の七十二）

第四十五款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の七十三～第六十九条の七十四）

第四十六款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の七十五～第六十九条の七十六）

第四十七款 第二号に掲げる私立学校設置する学校法人（第六十九条の七十七～第六十九条の七十八）

第一節 通則（第二十四条～第二十九条）

第二節 設立（第三十条～第三十四条）

第三節 管理（第三十五条～第三十九条）

第一款 役員及び理事会（第三十五条～第四十条の五）

第二款 評議員及び評議員会（第四十一条～第四十四条）

第三款 役員の損害賠償責任等（第四十四～第四十五条）

第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五～四十六条）

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条～第四十九条）

第六款 雜則（第六十四条～第六十五条の四）

第七款 削除（私立学校審議会等への諮詢）

第八款 所轄庁は、私立学校に対し、教育の調査、統計その他に必要な報告書の提出を求めることができる。

第九款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十一款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十二款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十三款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十四款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十五款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十六款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十七款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十八款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十九款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第二十款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第二十一款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第二十二款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第二十三款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第一節 通則（第二十四条～第二十九条）

第二節 設立（第三十条～第三十四条）

第三節 管理（第三十五条～第三十九条）

第一款 役員及び理事会（第三十五条～第四十条の五）

第二款 評議員及び評議員会（第四十一条～第四十四条）

第三款 役員の損害賠償責任等（第四十四～第四十五条）

第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五～四十六条）

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条～第四十九条）

第六款 雜則（第六十四条～第六十五条の四）

第七款 削除（私立学校審議会等への諮詢）

第八款 所轄庁は、私立学校に対し、教育の調査、統計その他に必要な報告書の提出を求めることができる。

第九款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十一款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十二款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十三款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十四款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十五款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十六款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十七款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十八款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第十九款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第二十款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第二十一款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第二十二款 第二号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校及び各種学校と併せて設置する学校法人

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(所轄庁)

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるものうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という）の区域の区域内の幼保連携型認定こども園について、当該指定都市等の長）とする。

(委員)

第五条 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県に私立学校審議会を開く。

(委員)

第六条 私立学校審議会は、都道府県知事の定められた事項を審議させるため、都道府県に私立学校審議会を開く。

(委員)

第七条 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校審議会が定める者（うちから、都道府県知事が任命する者）の任期は、四年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員)

第八条 委員は、教育に関し学識経験を有する者（うちから、都道府県知事が任命する者）である。

(会長)

第九条 私立学校審議会の会長は、四年の任期とする。

(副会長)

第十条 私立学校審議会の委員の任期は、四年とする。

(任期)

第十二条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第十三条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第十四条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第十五条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第十六条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第十七条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第十八条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第十九条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第二十条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第二十一条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第二十二条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第二十三条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第二十四条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第二十五条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第二十六条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第二十七条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第二十八条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

第二十九条 私立学校審議会の会員は、四年の任期とする。

(任期)

関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

(登記)

第三条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に私立学校審議会を開く。

(登記)

第四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第五条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第六条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第七条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第八条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第九条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第十条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第十二条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第十三条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第十五条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第十六条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第十七条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第十八条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第十九条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

第二十条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(登記)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
〔一般社団・財団法人法の規定の準用〕
第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代理理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。
〔申請〕
第二節 設立
第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。
一 目的
二 名称
三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）
四 事務所の所在地
五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他員に関する規定
六 理事会に関する規定
七 評議員会及び評議員に関する規定
八 資産及び会計に関する規定
九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
十 解散に関する規定
十一 寄附行為の変更に関する規定
十二 公告の方法
十三 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。
十四 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者の中から選定されるようにならなければならぬ。
十五 認可

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人に登記する場合に、前条第一項の規定による登記の申請があつた場合は、当該申請に係る学校法人に登記する。

2 人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。
〔寄附行為の補充〕
第三十二条 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第三十条第一項各号に掲げる事項を定めないで死亡した場合には、所轄庁は、利害関係者の請求により、これらの事項を定めなければならない。
2 前条第一項の規定は、前項の場合に準用する。
〔設立の時期〕
第三十三条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによって成立する。
〔寄附行為の備置き及び閲覧〕
第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
〔財産目録の作成及び備置き〕
第三十三条の三 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。
〔一般社団・財団法人法の規定の準用〕
第三十四条 一般社団・財団法人法第一百五十八条及び第二百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

〔役員〕

第三節 管理

第一款 役員及び理事会

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

〔学校法人と役員との関係〕

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならぬ。
〔役員〕
第三節 管理
第一款 役員及び理事会
2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。
2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3 理事会は、理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。
4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。
5 理事会は、理事会を開き、議決することができる。
6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
〔役員の職務等〕
第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるとところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行ふ。
3 監事の職務は、次のとおりとする。
一 学校法人の業務を監査すること。
二 学校法人の財産の状況を監査すること。
三 理事の業務執行の状況を監査すること。
四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。
7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。
8 次に掲げる者は、役員となることができない。
〔役員の兼職禁止〕
第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。）を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならぬことがある。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。
(報酬等)

第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与として、不當に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。
(会計年度)

第四十九条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。
(解散事由)

第四節 解散

第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
二 寄附行為に定めた解散事由の発生
三 目的たる事業の成功の不能
四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併

五 破産手続開始の決定

六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散事由

2 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十一条第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。

4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(学校法人についての破産手続の開始)

第五十条の二 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の学校法人の能力)

第五十条の三 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第六十二条第一項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(裁判所による清算人の選任)

第五十条の五 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第五十条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

第五十条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)
第五十条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

二 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第五十条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をするべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判断している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判断している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。
(期間経過後の債権の申出)

第五十条の十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済されない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の学校法人についての破産手続の開始)

第五十条の十一 清算中の学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十条の十二 裁判所は、第五十条の五の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が

当該清算人に對して支払う報酬の額を定めるこ

とができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。

一 裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせ

るため、検査役を選任することができる。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必

要な検査をすることができる。

3 裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせ

るため、検査役を選任することができる。

4 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検

査役を選任した場合に準用する。この場合にお

いて、同条中「清算人と及び監事」とあるのは、

「学校法人及び検査役」と読み替えるものとす

る。

5 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

6 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第五十条の十四 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十条の十五 学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五十条の十六 削除

(不服申立ての制限)

第五十条の十七 清算人又は検査役の選任の裁判

に對しては、不服を申し立てることができない。

第五十条の十八 削除

(残余財産の帰属)

第五十条の十九 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産

(金銭を除く。)を私立学校教育の助成のため

に、学校法人に對して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代え

て、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。

4 前項の助成については、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一條から第三条までの規定の適用があるものとする。

5 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金額である場合には、国は、その金額について第三項ただし書の処置をとるものとする。

6 第二項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)は、文部科学大臣の所管とし、第三項本文の处分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。

(合併手続)

第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の一以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十三条 学校法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に對し異議があれば、一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に對しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

(合併手続)

第五十四条 債権者が前条第二項の期間内に合併に認めたものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、

これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせるることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしててもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機會の付与に代えて

私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のため出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における當該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、當該学校法人が私立

(合併の効果)

第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人の権利義務(当該学校法人又は第六十四条第四項の法人がその行う事業に關し所轄庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

5 第二項の規定により国庫に帰属した財産(金

銭を除く。)は、文部科学大臣の所管とし、第三項本文の处分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。

(合併の時期)

第五十七条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによって効力を生ずる。

(助成)

第五十八条 削除

学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の一以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

(措置命令等)

第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に對し、私立学校法人が合併によって設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによって効力を生ずる。

(教育)

第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に對し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(措置命令等)

第六十一条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附

行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に對し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(措置命令等)

第六十二条 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機會の付与に代えて

私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のため出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における當該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、當該学校法人が私立

前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

6 行政手続法第二十九条第一項及び第三十一条（同法第十六条の準用による部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。

9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員の解任を勧告することができる。

10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聽かなければならない。

11 行政手続法第三章第三節の規定及び第六項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

(収益事業の停止)

第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定

により収益を目的とする事業を行う学校法人に、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対するその事業の停止を命ずることができる。

一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。

三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

2 前項第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

（解散命令）

第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令に基づく所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督（解散命令）

明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

6 行政手続法第二十九条第一項及び第三十一条（同法第十六条の準用による部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

7 第四項の規定により、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

の目的を達すことができない場合に限り、当該学校法人に対しても、解散を命ずることができない。

（学校審議会等が意見の聴取を再開する場合）

2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしてしまう場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聽かなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしてしまうとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。

2 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができること。

3 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることが可能のこと。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わって意見の聴取を行わなければならぬ。

5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項及び第二十二条第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十五条第三項（同法第十七条第四項（同法第十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき、当該監査報告書の内容の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき、寄附行為の内容）の内容）

6 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。5 第三十一条及び第三十三条（第五項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合に準用する。

7 第三十一条及び第三十三条（第五項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合に準用する。

（類似名称の使用禁止）

第六十五条 学校法人でない者は、その名称中には、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、第六十四条第四項の法人は、この限りでない。

（実施規定）

第六十五条の二 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部科学省令で定める。（事務の区分）

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだと

一 この法律に基づく政令の規定による登記をするることを怠つたとき。

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正當な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

八 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

十一 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

十二 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十七条 第六十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に民法による財團法人で私立学校（学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校を含む。）を設置しているもの及び学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校で民法による財團法人であるもの（以下「財團法人」と総称する）は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。

3 前項の規定により財團法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財團法人の寄附

行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合においては、財团法人の寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができるものとする。

4 前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて効力を生ずる。

5 前項の規定による登記に關し必要な事項は、政令で定める。

6 この法律施行の際現に存する民法による財團法人で各種学校のみを設置しているものは、第六十四条の規定に依り存続する。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

8 第四条及び第九条第二項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大學予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。

9 第二項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財團法人が学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同条の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続いて、当該学校を設置することができる。

10 前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合は、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。

11 学校法人及び第六十四条第四項の法人が有しなければならない施設及び設備に関しては、第二十五条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に学校の施設及び設備の基準に關して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。

12 第四条第二号、第六条、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校（学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項においては、法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。）

て同じ。) 並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。)附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園(以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。)を設置する者(学校法人及び社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第八十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人)による。)を除く。)によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。(以下この項において同じ。)及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

附 則 (昭和二十五年三月三一日法律第七十九号)抄
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和二十五年四月一九日法律第一〇三号)抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

附 則 (昭和二八年八月五日法律第一七号)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二八年八月一五日法律第一三号)抄
1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則 (昭和二九年六月三日法律第一五号)抄
1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三六年六月一七日法律第一四五号)

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十四号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月三一日法律第一六六号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手の処分、この法律の施行前に申請に係る行政手の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という）。については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という）。又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法による不服申立てとみなす。

第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

この法律の施行前にされた行政手の処分でのこの法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三九年六月一九日法律第一〇号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第五条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一八日法律第六九号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。たゞし、附則第十一條から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一一日法律第五九号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一一日法律第六一号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一一日法律第六二号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一一日法律第六三号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五一年四月一日法律第五五号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二三日法律第五五号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二一日法律第七八号）抄
（施行期日）
この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

この法律の施行日の前の日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関する経過措置その他の規定による改正措置は、政令で定めることができる。

この法律の施行前に附則第三条の規定により改定された私立学校法（以下この条及び次条において「旧法」という。）附則第十七項の規定に基づき旧法第五十九条第一項の規定により補助金の交付を受けた者については、附則第二条第五項中「第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定」とあるのは、「附則第三条の規定

による改正前の私立学校法附則第十七項の規定に基づきその改正前の同法第五十九条第一項の規定」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第七条 この法律の施行前に旧法第五十九条の規定を含む。によりした助成に関する規定による。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一月一二日法律第八九号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

による改正前の私立学校法附則第十七項の規定に基づきその改正前の同法第五十九条第一項の規定による。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一月一二日法律第八九号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

による改正前の私立学校法附則第十七項の規定に基づきその改正前の同法第五十九条第一項の規定による。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一月一二日法律第八九号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第一条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定)公布の日(国等の事務)

第二百五十九条

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第二百六十条

この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定める改正後のその行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされ行政庁が地方公共団体の機関であるときは、おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁である。

こととされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 この法律(第二条及び第三条を除く。)

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

(罰則に関する経過措置)

第二百六十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則による。)は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則による。)は、政令で定める。

(検討)

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則による。)は、政令で定める。

(第二百五十五条)

新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(第二百五十六条)

この法律は、公布の日から施行する。

(第一条)

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(第二百五十七条)

政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(第一条)

この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(第二条)

この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(第三十条)

この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

(第三十一条)

この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に定める経過措置。

(附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

2 この法律(第二条及び第三条を除く。)

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十一四条第二項(第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定)、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(附 則 (平成一三年七月一一日法律第一〇五号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(附 則 (平成一四年一月八日法律第一一八号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(附 則 (平成一四年一月九日法律第一二九号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(附 則 (平成一四年五月二九日法律第四二号) 抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

